

第3回 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会

議事要旨

1 日時 平成18年6月28日(水) 13:30~17:00

2 場所 三田共用会議所

3 出席委員等

(1) 委員

前田委員(座長)、相原委員、江川委員、坂元委員、下田委員(座長代理)、素川委員、藤岡委員、藤川委員、池田委員<代理>、竹花委員

(2) オブザーバー

田代内閣府参事官、有松文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長

(3) 事務局(警察庁生活安全局)

大木少年課長、坂情報技術犯罪対策課長、中川少年保護対策室長

4 議事

(1) 開会

(2) 事務局説明

(3) 自由討論

【A委員】 携帯電話会社によって対応に差があるということですか。私の地元、群馬県でも、市民の調査では量販店はもちろん直販店でも十分な説明責任を果たしていないと我々は判断しています。

【B委員】 先だっでの会議でA委員の方からキッズ携帯すらわざわざフィルタリング機能を外して売っているというお話がありましたけれども。

【A委員】 いや、外してではなくて、かけてないものにただ単に外見上ブザーをつけているだけだと、こういう言い方をしているんです。わざわざ外すということはやっていませんね。従来のものにただ見かけ上安全に見える子ども向けのデザインをしたというだけだという質問をして。ドコモの研究所の人はそうだと認めているわけですけどもね。そういうことです。

【座長】 ほかに何かご質問。いかがでしょうか。

特になければ、「携帯電話が子どもにもたらす弊害について(案)」、これは今までのここでの議論をまとめていただいたものということなので、メールで既にごらんいただいているということですので、これに加えて何かご異論があれば。それからあと、どう対応するかという

ことに関して、委員からもペーパーが出ておりますけれども。

その前にこの案について、この記載について何か読んで来られてとか、まとめ方についてご異論ないしご意見があれば、先に出していただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

【C委員】 既にメールで事務局の方にはいくつか意見を申し上げさせていただきまして、修正可能なものは既に直して下さっているんですけども、しかしこの場での議論が必要なものも随分ございまして、それについて発言させていただきたいと思います。

まず、分類作業というのは一般的に大変難しく、どのようにしても問題点が出てきて、議論が必要になる性質のものかと思えます。ここでは、「携帯電話により、子どもが違法・有害情報にさらされていること」、「携帯電話により、子ども非行・犯罪に誘う危険な情報にさらされていること」、それから3つ目として、「携帯電話により、子どもの本来の育ちが阻害されていること」という3つの分類がまず出されております。

「違法・有害情報」というのが分類の1番にございますが、2番の「非行・犯罪に誘う」とか、3番の「子どもの本来の育ちが阻害されている」とか、こういった問題性があるからこそ、情報が有害であったり違法であったりするということだと思えます。ですから、もともと1番と2番あるいは1番と3番というのは区別がすごく難しいものだというふうに思うわけでございます。

例えば、1番の左側の下のボックスの真ん中に、「家出とか危険な交友関係」というような文言が見られていますが、これは非行とかそういった問題でもありますので2番に該当するような話にも見えるわけです。それから逆に、2番の方の右のボックスの一番下に「覚醒剤や睡眠薬云々の違法・有害な情報が氾濫している」というのがありますが、これは1番の「違法・有害情報」というところに入っているもよさそうなものでもあるわけです。

それから、1番と3番の区別も同様に難しく、例えば1番の左側の列の下のボックスに性暴力の話がございます。性暴力の情報から性暴力が生じていくということでもありますとか、性に関するゆがんだ情報や誤った情報によって影響があるというような話は、3番の「子どもの本来の育ちが阻害されている」ということにもかぶってくるように思われます。

おそらくこの分類案の背景として、次のようなことがおおむね暗黙に想定されていたのではないかと考えております。1番というのは、私は、基本的にコンテンツに関するものであり、コンテンツ問題についてのジャンルだというふうに捉えられるのではないかと思います。2番については、悪意ある大人との接触ですとか、そうしたコンタクトの面が主たる問題となっていると思うわけです。3番は、友人などとの携帯電話を通したコミュニケーションによって影

響され、いろいろな問題が生じてくるという、コミュニケーションに関するものであるように思われます。要するにコンテンツ、コンタクト、コミュニケーションという3つのC、3つのCOであるかもしれませんが、そうしたものが携帯電話の問題に含まれており、それを3C問題というふうに整理することもできるのではないかと考えています。青少年問題を考えるときに役に立つ枠組みかどうかわかりませんが、分類間のかぶりは少ないというふうに思うわけでございます。

ただ、その場合には、少し調整が必要なところもあり、例えば2番にある2番の右のボックスの最後にあります「覚醒剤や睡眠薬云々の違法・有害な情報」というのは、完全にコンテンツの問題だと思いますので、1番の方に移動するということになるかと思えます。

それから、これは前回も申し上げたのですが、外国では携帯電話の問題というものに対して日本ほどの関心はなくて、携帯電話の影響に関する実証研究が世界的には余り行われていない状況があります。そのため、携帯電話の影響については証拠のないことが多く、今回の図式で出されていますさまざまな影響は、私どもの分野では、基本的に仮説性がまだ強いものと見られることとなります。

ただ、これも以前から申し上げておりますが、私の意見では悪用に関するものは実証ということによらず、かなりその問題性は自明であるようにも思っているわけでございます。しかしながら、悪影響に関するものについては、どうしても実証が必要でありまして、研究をしていく必要性が高いのではないかと考えております。

今回の図式で言いますと、2番というのはそのまま悪用問題というのに対応しており、3番は悪影響問題であると思われます。1番は基本的には悪影響問題なのですが、例えば左側の列の下のボックスの「違法・有害情報をきっかけに家出や危険な交友関係に発展する」などの場合、家出をしやすくするツールを提供するような情報がそこにあって、子どもがそれを利用するというようなこととなりますと、これは悪用ということになってまいります。ですから、1番には悪用の部分と悪影響の部分の両方があるのではないかと考えております。

こうしたことで、2番についてはかなり自明な問題性があるのに対して、1番と3番についてはまだ根拠は弱いと考えているわけです。特に3番については、携帯電話を使うことによって忍耐力がなくなるとか、衝動を押さえられなくなるとか、思考が短絡的になるとか、結果重視になるなどのことが出されていますが、これはコンピュータ上でのインターネットの研究まで含めても、これがもし一般的な気質にまで影響するという話であるとする、こういう指摘は今まであまり出てきていないように思われます。

忍耐力がないとか、衝動を押さえられないということがあくまで人との連絡において我慢ができないという範囲のことであるとすれば、もう少し尤もらしいと思います。それが一般化して忍耐力がなかったり衝動的であるという一般的な気質に影響するということになりますと、かなり懐疑的に思うわけでございます。同じように、思考が短絡的であるとか、結果主義であるということも、人間関係において短絡的なことを考えるとか、結果だけを考えるとかいうことであればまだ理解可能であると思うんですが、さらにこれが一般的な思考の様式にまで影響するという話になりますと、研究をして実証されるべき話だろうと思うわけでございます。今の記述では、限定的なことを問題にしているのか、一般的なことを問題にしているのかがあいまいですので、どちらなのかということを確認しておく必要があるかと思えます。ただ一般的な話の場合はもちろんのこと、限定的な場合でも、研究で実証される必要性が高い問題であると考えています。

それから、1番で、性暴力の話とか、性の情報によるゆがんだ認識の影響に関する話がございますが、これらについては、テレビ、映画、雑誌などの研究でこれに沿うような結果というのも見られておりますので、そこからしますと、そういう場合があるということについては、まだ根拠を持ち得る話なのかと思われまます。ただ、繰り返しですが、携帯電話ということでは研究は進んでおりませんので、これについてきちんと実証されているとは言えない状況ではございます。

現在のところ、以上の状況だろうというふうに認識しております。とりあえずここまでにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【座長】 かなり広く問題点のご指摘ということで、根本的な問題としてやはり特に3番のあたりですね、仮説であって科学的な実証がいるかいないかという問題ありますが。その前提として、これは事務局の方に確認ですが、1番、2番、3番と分けたのはそう体系的にきちっとということではなくて、問題点というのをある程度整理して並べたという感じだと思うんですが。その視点から言って、今のC委員のご指摘に関連して、何か事務局の方でご発言することがあれば、事務局の方からちょっとご説明いただけますか。

【事務局】 1回目、2回目のご議論を踏まえてご発言を整理したのもございますけれども、C委員おっしゃるとおりだと思います。1番目はどういう有害情報があるかということ客観的に出したものでございまして、2番目は、そこからさまざまな犯罪に巻き込まれると、出会い系サイトの危険自体も児童買春だけでなく殺人、強姦等の犯罪に巻き込まれていますので、どういう世界に連れ込まれるかというそういう観点から書いております。3番目は、これも悪

影響と言われるのはそのとおりだと思いますけれども、成育にどのような内面の影響があるかということについてご発言の中から整理したものでございます。4はそれらにまとまらなかったものを括弧書きで書いたものでございます。

【B委員】 こういうように分けてもらうように指示をいたしましたのは私なんですけれども、1番、2番、3番は今まで出た議論をできるだけ広く取り込もうということで、一応性質を子どもの立場、子どもに与える影響という観点で整理してみると、1つはやはり違法・有害情報にさらされているのが問題ではないかということで、こういうくくりを1番にし、2番では、それにとどまらずにこういう携帯電話を子どもが使っていることでこういう犯罪に走っているという事実なり、そういうおそれが高いのではないかという点で2番を。3番は、今、C委員もおっしゃったように、それが実証されているかどうかちょっととりあえずよくはわからないけれども、こういう指摘も1つ携帯電話についてはあったということで書いたものなんです。

ですから、決してそう3Cというような形で理論的にまとめようとしたものではなくて、そういう子どもにどう影響を与えるかという点で少し大きくりにすればこの程度ではないかというふうにしたものだということであります。

もっとも、ここから直ちに対策が出てくるとかいうものとしてまとめたものではありませんので、ただやはりおそらくこの間の議論で大方はこの1枚の紙の中に携帯電話の問題点というのは、指摘された問題点は大体書かれているのではないかというようなスタンスで書いてみたというものでありますので。将来的にこの提言という形でまとめるときに、ここをどう整理するのかについてはC委員のご指摘も踏まえながら少し整理してみなければいけないのではないかというふうに思います。

【座長】 ちょっと今その点だけ。では、整理していきますと、これが中間のやつたたき台ですから、今のようなご指摘を踏まえて整理し直すということと。

先ほどのご指摘の中で重要なのは、やはり検証しなければいけない部分で安易に書き込まれているのではないかという、そこはやはりチェックするというのもう当然だと思うんですね。ただ、有害というのは科学的に立証されなくても、みんなが常識的にこれはまずいと、こんなのは見せちゃまずいと、悪用という問題ではなくて、悪の問題としてみんながやはり子どもには見せない方がいいよという部分はあるかもしれないですね。そこはまた議論して。あと、明らかにこういうものがあってこういう因果性があってこうなっているというのを断定するのであれば、やはりそのデータがいるというのもご指摘のとおりなんだと思うんです。その辺をちょっと整理をしながら。ただ、その意味で明らかに逸脱した、ややイージーに書いたという

感覚はありますけれども、問題は後からチェック可能なんだと思いますので、C委員のご議論を踏まえて先に進めたいと思います。

【A委員】 ちょっと1つだけ。抜けていると思うんですね。携帯電話というメディアが子どもにもたらす弊害ということを言うのであれば、親への影響ということを考えなければいけないということですね。それが完全に抜けてるなど。今C委員がご提案になったことは前回私がレクチャーしたこととも関係がありますので、それについても少し申し述べたいと思います。

今、C委員が提案されたこと、指摘されたことは、まずこの携帯電話、携帯インターネットと言うべきだと思うんですが、携帯インターネットというメディアの子どもに与える影響という視点からの特性を、携帯電話会社ですら正確に理解していないということを何度も私は言っているんですが、そういう今までにないメディアの特性、それを理解してないことがいろいろな弊害を生んでいるという点で、最終的にこれ問題解決につながっていくので、そういうことをしっかりと単に問題を分類するだけではなくて、メディア特性を浮き彫りにするような弊害の整理という視点を出されたというふうに僕は受けとめています。

私はレクチャーの中でこの携帯インターネットのコンタクト、ダイレクトコミュニケーションということについて解説をいたしました。もちろんこれはコンテンツについても入っております。問題は、コンテンツ、コンタクト、コミュニケーションもダイレクトという点が非常に問題だというふうに私は言っているわけですが。この3点でこの弊害の各それぞれ列挙されたことを再分類するのは非常に意味があるというふうに今受け取りました。ですから、C委員の提案には賛成でございます。

ただし、もう1つ、このメディア特性からして絶対に子どもへの影響で忘れてはいけないのは、親への影響ですね。つまり、大人と子ども、親と子ども、その線引き関係が重視されていない点についてですね。特にインターネットではこれを前提にしているいろいろ子どもの問題を考えなければいけないと私は再三言っているわけですね。これは、未成年の子どもに責任がとれない、そういう自己責任を迫るツールだと何度も私は申し上げていますね。ですから、親が責任をとらなきゃいけない。成人になるまで親は責任を持って注意をして指導するべきものですが、この携帯については注意、指導ができないという特徴を持っていると。したがって、親が注意、指導、見守り、監視ができないということは、今度は子どもの悪用につながっていくわけです。つまり、親から注意されない。守られていないという弊害が子どもに出るわけですから、この親の子育てへの弊害という視点を入れながら問題を整理していかないと、最終解決の案が出てこないというのが私の主張です。

最後のところで、一見子ども自身に直接弊害がないように見えるけれども、子育て、教育の責任を持つ親への弊害という視点を入れることによって提言に結びついていくのではないかということをご提案したいと思います。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。

これは後でこういう弊害についてどう対応するかというときの視点ということだと思いますけれどもね。親へマイナスの効果があるというよりは、親がどう関わるかという問題抜きにはこの問題の解決ができないというご趣旨でよろしいわけですね。親自身に何か具体的に害悪が生じるということではないですね。

【A委員】 いや、親が子どもに、子どもがどう使っているかを見守り、指導することはできないという特徴を持っていると。それが子どもへの弊害になっていくということを私は申し上げているわけです。

【座長】 それならば私の理解でもおっしゃったことはよくわかりますけれども。そういうものを弊害という言葉で呼ぶとちょっとまたあれかもしれないんですが。

【A委員】 そうですかね。

【座長】 いや、弊害と呼んでも全然構わないんですが。親が子どものそういうものを見守り、指導することがより困難になると。

【A委員】 ほかのメディアよりはですね。

【座長】 今までの電話でやっていたりとか、子どもがテレビから害悪を受けるというようなことに関してはまだ親が直接コントロールしやすいけれども、携帯の世界になっちゃうと完全にブラックボックスに入ってしまうと。だからどうするかというのはこれからご議論いただくことにはなるとは思いますが、その視点が重要だというご指摘と受けとめてよろしいわけですね。

【A委員】 それが子どもへの弊害ということであればですね。

【座長】 それを弊害と呼ばれたということですね。

【A委員】 そうですが、やはりそこは1項入れるべきではないかというふうに私は主張しているわけです。

【座長】 整理する視点として。

【D委員】 C委員がおっしゃったように、問題点によっては議論が分かれたり、あるいはここまでは言い切れないんじゃないかという認識の違いがあると思うんですね。それから、例えば一番下の方で、子どもに携帯を持たせないとかそういう大人たちの共通認識が必要とありま

すけれども、今ここでは弊害だけがいっぱい書いてあるのでそういうことにどうしてもなると思うんですが、やはり利点を感じている人たちもたくさんいるわけです。特にこれだけ子どもの事件がたくさん起きると子どもとの連絡の密にしておくためのツールとして携帯電話というのは非常に便利だというふうに考えている人たちもいるわけですから。だから、こういう結論づけみたいなのはちょっと強過ぎるかなというふうに私なんか思っていたものですから。

では、それは1つのこういういろいろな意見が出たということ整理したということを受けとめればよろしいわけですね。

【座長】 まさにおっしゃるとおりで。こういう意見もございましたけれども、こんな意見で固まったということではなくて、ここはただ前に進むために今まで出た意見を全部出していたで整理して配置したということですので。

【D委員】 わかりました、了解しました。

【座長】 後でまたご議論いただきますが。だから、一方では携帯電話を全面的に子どもから一切禁止するという案があってもいいわけですね。それをするか、もっとこういうふうにするかということはもちろん議論して前に進むと。

【D委員】 はい、了解しました。

【E委員】 子どもに対する影響ということがポイントになっていますが、前提としてのメディア特性についてということになりますと、それがわかっていないというところの大前提から、はじめの必要があると思います。メディア特性をどうとらえていくのかというところの大前提がないまま進めていくということについて教えていただきたいなと思った次第なんです。

つまり、それは先ほどの利点の問題も入ってくるでしょうし、やはりマイナスとプラスの面とを比較考慮しつつ、先ほどのコンテンツの問題や、結局どういうふうに接することができるのか、それからさらにもうちょっと心理的ないわゆるコミュニケーションの問題について、そこから辺のところの整理の方向として、まずメディア特性について、単に弊害だけというのが羅列されてしまっても、多分今後話が収束しないのかなという気がしました。できればメディア特性で、把握できる会社も把握できていない特性をまず挙げた上で進めていく必要があるのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。もしご意見いただければ。

【座長】 これのまとめの中でそういうものが書ければ書いた方がいいとは思いますが、先ほどご指摘があった、メリットがあるからこれだけ広く広がっているわけだし、ニーズもあるわけですね。片一方で害悪があって、それを比較考慮する。それをやるわけですが、その前提としての携帯自体のメディア特性云々という議論は、どうでしょうか、時間があれ

ばあれですけども、前に一回何かこれはご披露いただきましたかね。

【A委員】 私が請われてレクチャーをいたしました。

【E委員】 ですから、その視点を入れてということです。だから、私も前回伺わせていただいた、いわゆる「ダイレクト」というような特性について、その視点を入れた上での整理の方がいいのかなと思います。

【A委員】 その私の説明の補足というか、違った視点からメディア特性という視点を入れながら問題を整理した方がリーズナブルだよという提案をC委員がしていただいたというふうに私は理解して、再確認の発言をしたわけです。

そこからすると、1つ抜けているのは、子どもの子育て、教育を難しくするという弊害があって、それは子どもの弊害と関係していると、強く。という視点を入れてほしいと私は言っているだけです。

これだと悪用も悪影響も全部子どもの問題と、子どもの判断能力という、例えばですね、そういう問題になってしまうんですが。子どもというのは成長途中であって、大人の責任のもとに子どもの育ちがあるとすれば、これは親にそういう努力をさせる、することを難しくするようなそういうメディアの特性があるとすれば、そこに注意をしなければいけない。あるいはこの中に、今までの議論をまとめるということであれば売の方も説明責任を果たしていないわけですから、そういう問題も入ってくるので。親がこれを子どもに買い与える際に、子どもにちゃんと注意できないような種類のものであることが弊害としても考えなければいけない、間接的な子どもへの弊害として考えなければいけない。そういう視点をメディア特性の側から考えれば出てくるので、入れていただきたいというふうに私は主張しているだけです。

【座長】 それはもう取り入れて整理していくということで問題ないと思うんですが。

【A委員】 要するにこの案の改良ですね、整理案の。改良案を言っているだけです。

【座長】 それは次の段階で改良といいますか、その視点をより出してですね。それは、だから、まさにメディア特性ということをもうちよっと明確に出せとおっしゃったE委員のやつともびったり重なるんだと思うんですね。

問題は、ここの中で書かれた基準、整理されたものの中で、先ほどC委員がご指摘になった点で、やはり携帯電話から起こる弊害だということけれども、弊害としてそれが学問的に見て弊害と言えないのではないか、こういう結びつきがあると言えないのではないか。特に人間関係の問題にしたら別だけれども、一般論として携帯を使うとこういうふうに人間が変わってしまうみたいなことになるとかなり慎重な分析が必要だというご指摘ですね。それはそのとおりだ

と思うんですね。

ただ、ここではやはりその言葉をお借りすると、やはりかなり限られた人間関係の中でこうなるという主張がかなり強かったと思うんですね。ただ、そういう観点を踏まえたとしても、やはりこのまとめの中で具体的にこの部分なんかはやはり書き方としてはちょっと問題ではないかというようなこと。具体的には、先ほどもちょっとご指摘はいただいたんですけども、1番のところは問題全体をつかまえるという意味で、何が有害かというのは害をきっちり立証しなくても漠然としたものとして先取りして書きちゃっているところがあるというのはもうご指摘のとおりなんです。

3番のところでは特に問題がというと、C委員、どういうところが一番ポイントということになりますかね。

【C委員】 3番の左側の列の下の方のボックス、今ご指摘のあったところですが、「メールによりすぐ連絡がとれるため、忍耐力がなく、衝動を押さえられない傾向が強まっている」とございます。もしこれが人とすぐに連絡がとれないことについて簡単にイライラしてしまうということだけであればまだ尤もらしいのですが、さらにそれが一般的な人間の特質にまで影響して、例えば忍耐力のある人間をつくるとか、衝動を押さえられない人間をつくり出すというふうにも読めなくもない文章になっております。そうなりますと、本当であるかどうか懐疑的に思われてくるわけでございます。

それから、もう1つ、次の文ですが、「些細なことで友達関係を解消するなど人間の思考を短絡的にし、プロセス抜きの結果重視主義を助長」とございます。これも、何か友達関係において些細なことがあったときに、何らかの問題解決をしようとするのではなくて、どうせうまくいかないのだからやめてしまうという短絡的な思考を、あくまでの友人関係に関する思考の範囲でもたらすということならまだ了解できるんですが、さらにそれが一般化されて、短絡的な思考をする人間であるとか、結果主義の思考をする人間をつくるということになりますと、それは実証がなくてはならない問題になってくると思います。

今の文章ですと、こうした一般的なことを言っているのか、限定的な範囲のことを言っているのかどちらであるのかがちょっとはっきりしておらず、明確な文章にした方がよいのではないかというふうに思うわけでございます。もし、一般的なものとするのであれば、より仮説性が強い旨を踏まえる必要があるかとも思っております。

【F委員】 今、C委員、A委員のお話を伺っておりまして、3番については私もちょっと抵抗がある部分があるんですが、まず、見出しの子ども本来の育ちという言い方なんですけれ

ども、本来の育ちというのが何なのかというのは教育学者の私もよくわからないんですよね。つまり、子どもが成長する環境に変化を与えているということは間違いないので、どういう変化があるのかということについてややニュートラルにまとめていただいた方が正確になるのではないかと。本来というものがあって、本来から逸脱していくというふうに考えますと、ともすると昔はよかったという単純な議論になりがちなんですね。時代を戻すということは基本的にはできませんので、携帯電話だけをなくしても本来の育ちになるということは全然考えられませんですからね。本来というような言い方をやめていただいて、成育環境が、あるいは成長していく環境が変化していると。

その中にはA委員がおっしゃっているような親との関係、親の状況も含まれるんだと思います。例えば従来であれば友人関係というのは家にかかってくる電話を通して親が把握できたものが、携帯電話の普及によってそれが難しくなったというのは非常に大きな変化でございます。そういうような成育環境の変化ないしは成長していく環境の変化というような形でまとめていただいて。

それがおそらくは弊害というふうに言えるものなのであろうという部分が多いと思いますので、そういう整理ではいかがでしょうか。ご検討いただければと思います。

【B委員】 3番の問題で、ここに書いておりませんが、議論も出なかったから書かれていないと思うんですけども。携帯電話のメール機能というのができて、家族で食事しているときにもメールがかかってくるともう家族間のコミュニケーションがその時点で壊されてしまうといったようなことがあったり。あるいはメールが深夜にかかってくる、それに子どもたちが答えなきゃいけないために夜中まで起きてしまうといったようなことも言われているわけで。そういう事実はあるだろうと思うんですね。

そういうようなのはこの3番の中に書かれれば、それはF委員のおっしゃるニュートラルでしょうか。

【F委員】 もちろんです。おそらく悪い方向への変化というのは多いんだと思うんですよ。ただ、一方でもともと口下手な人が友人関係をつくりやすくなったりとかということも多少はあるだろうと思います。おそらく弊害の方がずっと多いんだろうと思いますけれども。ただ、そこは環境が変化したんだというところでまとめていただいて、おそらく弊害という部分がそれでも多くなるんじゃないかなというふうに思いますので、余り単語自体に価値観を含めないような書き方をしていただいた方が説得力が増すのではないかなということがございます。

【座長】 非常に大事なご指摘で、書き方、整理の仕方です。ただ、やはり人間の気質まで変え

るかどうかは別として、家庭生活とかいろいろなか中で、例えば食事のときにメールがきちゃって家族の会話が成り立ちにくくなるとか、そういうものを積み上げて、だからどうするかというところにいずれ進んでいかなきゃいけないんですが。そういうやはり問題、いろいろな問題があるということ自体は共通の認識として踏まえていただいて。それをどう整理するか。その中でそのマイナスというものをやはりメディアの特性、特に親が子どもをコントロールできなくなってしまう、教育できなくなってしまうというようなところを特にポイントに入れながら考えていくというところをご議論いただいたわけですが。

そういうことを踏まえながら慎重に、科学的な議論ともきちっと対応できるような形で進めてもらいたいと思うんですが。それを踏まえて、やはり話を進めるためには、では、携帯電話に対してどういう提言をしたらいいのか。そのところで委員からちょっと資料としてご提案みたいなものもあって、これ全員に一応出してほしいというふうをお願いしたわけですが。結果的に時間の関係もあって一人、1つのペーパーだけが出たという形になっているわけですが。ご説明いただいた方がよろしいですか。

【B委員】 いやいや、これは私が書いたものですから、したがって言葉が整理されておられませんけれども、恐縮ですが、言葉で揚げ足をとっていただかないことをお願いいたしましてご説明申し上げたいと思います。

その前に、今の問題点でございますけれども、今の委員のご指摘を踏まえて、ちょっと事務局の方でこういう紙でまとめるという形ではなくて、先ほどA委員のメディアの特性というのを少し総論の一番最初の部分に置いて、そういう特性を持ったメディアが非常に子どもたちの間に広がっている結果、子どもたちにもたらす弊害が生じてきている、以下にそれを整理するという形で、この1番、2番、3番の言葉をCCCとするのかCCDとするのか、ここに日本語の言葉をもうちょっとわかりやすくするのか、ちょっとそこら辺のことは考えさせていただきます。大方1番、2番、3番と4番でその他というぐらゐの形で、少し横の言葉にして書かせていただいて、次回までにご意見をいただいて、弊害についての認識については次回までにまとめられればというふうに思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

それでは、次に。この弊害の問題もやはりどう対処するかという問題を考えながら考えていきませんかうまく詰まってこないということもありまして、これは私がどれが正しいとかどれがいいとかということではなくて、考えられる対応の仕方、大人社会としての対応の仕方はこれぐらいあるんじゃないかということでもとめてみたものであります。

一番左に対応方針と書いてありますが。現状追認という考え方です。今は、まだ携帯電話の

弊害も指摘をされ始めたばかりで、放っておけばこういうことが親にも子どもにも伝わって、特段問題視しなくてもおさまるところにおさまっていくよと、そんなに大騒ぎするほどのことじゃないと、出会い系サイトだって昔からやる子どもはいたはずだと、同じようなことは。だから、もうちょっと放っておいても大体おさまるところにおさまるとというのが1番の考え方です。

5番にいきますと、子どもに携帯電話を持たせないということを考えるべきだと。これだけいろいろな弊害がある以上、こんな携帯電話なら子どもたちにを持たせないというのが大人の責任だというのが5番目の考え方です。

それは、例えば日本には喫煙と飲酒という問題について、これは二十歳まで禁止をしている法律があります。たばこやお酒ですら禁止しているのに、携帯電話はこんなに有害なのに放っておいていいのかという議論がこの5番の議論です。それがいいかどうかというのは議論としてありますけれども、しかしそういう考え方が僕はないわけではないだろうというふうに思います。

それから、次に、その中間案が3つ書いてあります。2番目は、やはり子どもや親に含めて、とりあえずまず子どもに対して弊害があるから使い方を気をつけようという、そういう子どもたちに携帯電話の使い方を教えていくということを強化することで子どもたちがこうした弊害に巻き込まれないようにしようというのが基本的な考え方です。それについては事業者も地域社会も学校も、それからPTAももちろん親もそうしたところに協力すべきではないか。そうした営みがまだまだ足りないのではないかと、この点をもっと強力に進めていくべきだし、その余地が広くあるのではないかとというのがこの2番の意見です。

3番は、そうは言っても2番には限度があるだろうと。むしろ何もしない、放置するということにつながる可能性があるんじゃないか。むしろその携帯電話そのものに危険性を少なくする方向を考えようじゃないか。フィルタリング機能が現にあるわけだし、子どもたちにいろいろな連絡を親子間でとろうということで持たせているというのも電話の機能やそれからメールの機能があれば十分じゃないかと、そういう機能のあるものだけを子どもたちに持たせるというようにしようじゃないかと。

そうは言っても、高校生になって電話とメールだけだ、お前は、というわけにもいかないだろうと。有用なインターネット情報を使うこともあるだろうから、そういう場合にはフィルタリングといったものがついたものを持たせるということはどうだろうかといったような形で、携帯電話そのものの機能が制限されたもの、要するに子どもたちにもたらす弊害が少ないもの

を持たせるという方向で対処すべきではないかということでもあります。

が、ここにも問題があって、フィルタリング機能つきのものを持たせようといって東京都の条例でけんけんがくがく議論の上決めまして事業者や親にも責務を課しましたけれども、その結果は今、その結果といいますかそれも施行されまして8カ月ぐらいになりますけれども、去年の10月施行ですけれども、今この状態がまだ東京都内でも続いているということで。そういうやり方も単なる事業者に協力を要請するというような形では実現できないのではないかと。少し義務を課すにしても事業者を振り向かせる程度に強いものがなければならぬのではないかと。そうすると、右にも書いてございますけれども、いろいろな関係事業者との利害の対立が生じる得るといふのも考えておかなければならぬ。しかし、この3つ目の方法があるだろう。

4つ目は、そもそも子どもに見せたくない情報を携帯電話には流さないようにする、そういう仕組みをつくらうじゃないか。大人社会も子どもたちを育てる責任があるわけだから、携帯電話を子どもたちがいっぱい持っているわけだから、そもそも携帯電話の世界には子どもにとって有害な情報は流さない、大人はその不便は我慢するという立場であるべきだと、そういう健全な携帯インターネット世界を携帯電話の世界では確立すべきではないかというのが4番の主張であります。

僕はいろいろ考えましたけれども、対処方針として考え得るものは、いろいろあるかもしれないけれども、大方5つぐらいに集約できるのではないかと。それをどう実現するのかということについてはさまざまな意見があり得るけれども、この5つぐらいに分けられるのではないかと。その具体的実現方法の例というのがいろいろ書いてあります。この研究会で具体的な実現の方法にまで立ち入って、こういうことが行われるべきだと、こういう法律がつけられるべきだということまで一致できるかどうかわかりませんが、いずれ具体的実現の何らかの方法がなければ、対応方針の5つのうちこれであるべきだと言ってみるところで話になりませんので。そうした具体的実現の方法の例も参考にさせていただきながらご議論いただければありがたいなというふうに思うところであります。

以上です。

【座長】 どうもありがとうございました。先ほど来の議論から飛んでしまうように見えるんですが、どういうものが弊害であるかということをはっきりと完全に固めてからでないと検討は難しいという議論は当然あり得るわけですが、やはり対策をどういうものが現実的に考えられるかということから入っていった方が議論が切りやすい場合もあるんですね。ここまで必要でないという議論の中でどうしても、いや、弊害はそれほどでもないよと感じている人と

それほどだと感じている人の差が見えてくる部分もございますので。

今のようなご提案といたしますか、ご指摘、対応策の整理を踏まえて、先ほどの弊害も加えてご議論いただきたいと思うんですが。

まず、今のご説明に関してご質問でもよろしいんですが、どなたからでもご自由に。

【A委員】 ちょっと僕はいきなり解決案というにはまだ準備が足りないなと思いながら今の話を、それであればですね、伺って、B委員の提案を今受けとめているということだけ申し上げます。

考え方はわかるんですけども、詰めていかないと、この問題解決の方法論ですよ、これは。ご趣旨はわかりますけれども、もう少し詰めるところがあるだろうというふうには考えながら受けとめました。確認だけです。すみません。

【座長】 進行の仕方についていろいろ問題があるのは重々承知しているんですけども、1つのやり方として、先生おっしゃったように、こういうものが出てきて詰めてないところがある、そのとおりだと思うんですが。やはりここで議論することが詰めていくことに対して一番早い道の面もあるんですね。

【A委員】 ある意味ではこれは促すという、はい。

【座長】 全員がきっちり案を出してきて寄せ集めて収れんして何とかというよりは、お考えいただいた方がいて、それを出していただいて……

【A委員】 たたき台として。

【座長】 たたいちゃいけないのかもしれないですけども。

【A委員】 いえいえ、通常言う意味ですから。

【座長】 そのとおりだと思うんですけども。ですから、これをきっかけに、先ほどのまだ詰まっていない部分の弊害の問題。ただ、もやもやとしたコンセンサス的なものはあって、やはり問題はある、しかし、メリットもある、その中でどこまでやっていいかという弊害をカッチリ固めてからという、もうこれ時間の関係がありましてね、非常に難しい。

【A委員】 了解しました。確認だけです。

【座長】 ですから、この提案でこれは絶対無理だよでもいいですし、これとこれは、いや、両立するんじゃないかとか、そういう形でやればこの問題は解決できるし。逆に、問題点の実証の問題に深く立ち入らなくてもこの程度のことの対策をやるのであれば、こういう対策がみんなの共有する部分から出てきますねという形でまとめられてもいいと思っているんですね。

【A委員】 わかりました。では、1つだけコメントさせていただいて、せっかくですから。

私は、現状追認はもちろん無理だろうと思っています。無責任だろうと思っています。2番のところをしっかりとやるのが3番、4番、5番という、これは特に子どもに言って持たせた携帯を取り上げるみたいな形になるというふうに、僕は5番のところの解決案を考えていますので、もしそこまでいくのであれば、まずしっかりとやるべきことを基本的にやって世論をつくっていくということが必要だろうから。今、2番のところもしっかりやられていない、ここをまずしっかりとやるべきだと、そのための方法論を出すべきだというふうに考えました。

以上です。

【座長】 どうもありがとうございました。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

【C委員】 考えやすい図式を出していただき、大変ありがたく思います。ただ、これまでの研究会では弊害を整理していくことに集中しておりまして、対策についてはその後というような論調で進んできたと思います。対策の話が出されてまいりまして、そうなりますと、ここでかなり方針が変わるということにもなりうるかと思われま。

対応策はもちろん大変重要なことでありまして、考えていくべきことだとは思いますが、その場合には対策となりますと利害関係とか考え方の衝突というのがいろいろ出てくると考えられます。そのため、例えば業者でありますとか、いろいろなステークホルダーからのヒアリングを行って、それを踏まえて議論をしていくという手順が重要になってくるのではないかと考えております。

それから、この対応方針についてですけれども、5番の「完全に持たせないということ」にきましては、これはどちらかでご指摘がありましたけれども、今はGPS機能があたり保護者との連絡がとれることから、むしろ防犯上のメリットがあって、持たせることの意味もあるだろうと思っています。しかし、携帯電話にはもちろんいろいろ問題があるということでありまして、それも何とかしなければいけない状況がございます。

そのことから、この3番のような方法、こうした危なくない安全な携帯電話が普及していくことが1つ望ましいことだろうというようには思うわけでございます。

それから、何より2番の教育が重要と考えられます。何かメディアを制約するような形で子どもを守るという方法は子どもを守るにはよいのでしょうかけれども、メディアの発展とか豊かさとか文化などを制約することになるので、できるだけ少なくしたほうがよいと考えられます。教育による解決というのはそういうメディアのよさというのを残しながら、子どもを守るものになっていくものでありますので、教育を進めるというのは最も理想的なところだというふう

に思うわけでございます。

そういう観点から言いますと、4番の「子どもに見せたくない情報を携帯電話に流さないような仕組み」というのが一番メディアを制約する形の取り組みになるかと思っておりますので、ここはできるだけ慎重に、最後の手段として考えることなのかというふうに思っております。

以上でございます。

【座長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【G委員】 対応方針の特に2番のところについて少し意見を申し上げたいと思います。やはり教育による啓発の果たす役割というのは非常に大きいということでございますし、学校教育、学校とPTAとの連携、それに業者も巻き込んだ啓発も非常に重要だと思っております。

また、例えば学校への携帯の持ち込みを原則として認めない方針というのを国レベルで出すかどうかということにつきましては、具体的に例えば中学校、高等学校を見ますと、学校への持ち込みを禁止しているという方針を出している学校もかなりあると聞いておりますし、一定のルールをつくって使用制限をしているという学校も多いようでございます。学校への携帯の持ち込みについては、学校現場で関係者が話し合うことが大切だと思っております。特に先ほども話がありましたように、携帯電話というのは例えば据え置き型のパソコンとも違う、今までにない特性を持ったメディアだということも本当に保護者とか教育関係者が十分理解しているかどうかということもあるわけですね。ですから、そういうところから問題点を説き起こし、学校現場でも関係者が話し合って望ましい解決方法を出していくというその環境をいかに醸成するかということについてはまだまだもっとやるべきことがいっぱいあると思うわけです。

そういう現場での話し合い、解決の方向性のための環境醸成をどうやってやるかということを考えていくことが一番ではないかという印象を持ちました。

【座長】 どうもありがとうございました。

先ほどご指摘があって全体の運営に関する事なので一言だけコメントしますと、C委員からありましたように、対策ということになりますと関係する団体とかのヒアリングというのは当然あると思うんですけども、今回の提言がどの程度縛るような形のものになっていくかにもよると思うんですね。やはりボールを投げると言いますが、皆さん考えましょうというような形のものでありますと、まあ、その手続的に、もちろん可能であればやった方がいいと思うんですが、まず論点を絞っていくという方を先にするというやり方もあるかと思うんですね。

あと、教育の現場でご議論いただくと、これはもうどこも異論がないことなんだと思うんですね。それをどうやっていくかというのは文部科学省の方にもぜひお考えいただきたいと思うんですが。

さらに、先ほどちょっとB委員からもありましたけれども、異存のない2番だけでいいか、また2番を進める環境づくりのために少し問題提起的な方向性の提言といえますか、動かすような提言といえますか、が必要かどうかというあたりが微妙なんだと思うんですね。

あと、4番についてもあれですが、私が申し上げるよりほかの委員の方になるべく発言していただいて。

D委員 今は、携帯電話のいろいろな問題点を整理されて、対応策というのが話し合われていますね。ただ、先ほど事務局の方からご説明があった中にもありましたけれども、携帯電話を取り上げられると、今度はパソコンの方に行くということになると、他のメディアとも問題が重なっていたりするところもあると思うんですね。それから例えばメディアの規制ということに、もし何らかの言及をされるとなると、やはり言論表現の問題だとか、共通して議論しなければいけないところがあると思いますし、それはやはりそれなりの専門の人たちの意見を聞く必要もあると思うんですね。

だから、1個1個携帯電話について対応を決め、インターネットについて問題を整理して対応を決めるというふうにした方がいいのか、それともそれぞれの問題点をなるべく出して、現地もいろいろなところを見て、その上で対応策というのを全体的な対応策、そして携帯電話についてはこう、インターネットについてはこう、あるいはゲームについてはこうと、個別の問題に分けての対応策を議論していくのとどっちがいいのかというと、どちらかというと私は後者の、つまり一応全部の問題点を出し切ってから個々のメディアについて意見をまとめる方がいいような気がするんですが、いかがでしょうか。

【H委員】 D委員に賛成です。インターネットでも携帯でも道具ですから、しかもすごく便利な道具なので、人類が火と刃物とかを使ってきてそれはいい点もあれば怖いところもあって、でも私たちがみんな割とどちらもよく知っているから子どもにもどうやって使いこなせばいいかということも教えるわけですよ。二、三歳の子に火なんか持たせないと思いますし。そういう意味では携帯とかインターネットとか、それぞれのメディアの特性のメリットデメリットをきっちり認識できていないところをここできっちり認識して、どういうふうに対応するのかということを経験なり世論を高めていくような土台ができればまずいいんじゃないかなというふうに思いました。

【座長】 この全体のバーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るという全体像からいけばご指摘のとおりなんですけれども、ただ、携帯の問題が、一番ある意味では具体策として深まっているといえますが、フィルタリングの問題とか、もちろん不十分なんですけれども動き出していると。何か提言していくときに、全体が完成しない限り部分的にでも少し固めるのは早いというのでいくと、非常に大きなテーマですので、この会が目指しているものが。すべてが溶けてしまって水泡に帰してしまう危険もあるんですね。その意味で、やはり携帯の問題なんかはある程度コンセンサスが得られるところで何らかの具体的なものが投げかけていけるかなということで、ちょっとここだけ。

D委員、それからH委員もご指摘のように、ほかに広がっていくというところを決して遮断するとかということではないし、それから表現の自由の問題や何かに関してのつながりというのを断ち切ってここだけでどうこうということはもちろんないんですけれども。今日の段階で一応せっかく出されたペーパーもございまして、携帯に関してこういう方向で大体委員としてやれそうな提言、もちろんその前提として弊害案を整理し直すということをやりますけれども、それを踏まえて一応の携帯についての取り組み方で何か意見の一致が得られれば、得られなければもちろんまた考えていけばと思うんですけれども。

どうぞ。

【E委員】 最初、D委員とかH委員のおっしゃるのに同意と思っていたんですけれども、せっかくペーパーが出されているということがあったので、この今の具体的方法等についてと、それから弊害についての案を両方リンクさせて考えてみたんですが、5番というのはもう携帯電話を持たせない仕組みというのは多分もうこれは現実的では本当はないだろうと、いいとか悪いとかの次元の範疇から外れるのかなとも私は感じています。

その上で、そうすると先ほどの2、3、4のあたりのところについての考え方だろうと思うんですが。基本的に4のところというのがいわゆるコンテンツの問題というんですかね、情報の問題としての制約の問題になると思うんですが。先ほどの案のところにも出てきたんですが、有害情報といっても例えばいわゆる携帯小説みたいなものになると表現の自由の問題とかも出てきますし、そこら辺のところに関して一切情報が載せられないとなるとなかなか先ほどの全体像の逆にまたメディアとか、もしくは発信者の方の了解とかに関して非常に難しい問題が出てくるんじゃないかなと。明らかなそれはどう考えも公序良俗に反するよというような内容と、いわゆる小説的なレベルの話ではちょっと違うのではないかな。だから、そこら辺の線引きですよ、明確にできるかとかいうようなところが非常に難しいかなというふうな感

じがしています。

ただ、基本的には2を前提にしつつ、3、4のところでは、どんな感じのことが言えるのか。それこそまたそうなると弊害についての考え方にまた戻ってしまうのかなと行ったり来たりという形はするんですが。ただ、せっかく出されたペーパーということで、もう少し詰めて考えていったら、具体的にどこら辺で線引きができるのかなと。私としては3、4のところできるだけ具体的に、2を充実させるという大前提の上なんですけれども、ここでの提言が考えられればいいなと感じました。

以上です。

【F委員】 私が関わっているディベート甲子園という議論の大会で2年前に中学生にこの問題を議論してもらいました。半年間かけて、日本は未成年の携帯電話利用を禁止すべきである、是か非かという論題で議論してもらいました。そこで、今まで出ていない論点が幾つか出ていたのをちょっとご紹介したいんですが。

禁止した場合に、大きなデメリットとして耳が不自由なお子さんが非常に困るということがかなり多くの学校から出まして。つまり言語が不自由なお子さんというのは文字で携帯電話を使ってコミュニケーションをすることでもって非常にコミュニケーションの幅が広がっていると。これは非常に重要な点なんだというようなことがありました。これは全体の中からすると小さい話になるのかもしれませんが、1つのポイントとしてございました。

一方で、廃止派がかなり強く言ったのは、電磁波の問題なんですね。これも出ていないんですけども、これは科学的にどうなのかというのは、いまひとつまだわからないんですが、こういった未成年の場合には脳の発達に影響があるのではないかなんていう議論がありました。

一方で、犯罪防止という議論も必ず出るんですが、これも何とも言えないというのがディベートやっている中での感想でございます。つまり、携帯電話を使って出てきた犯罪が確かにあるだろうと。子どもたちが加害者になる場合も被害者になる場合もある、それは一致するんですけども。では、実際になくなった場合、携帯電話を青少年が持たなくなった場合にどうなるかという、不正使用に走る子どももいるだろうし、携帯電話を使わずに別の手段、先ほどから出ていますがパソコンを使うとか、別の手段を使って何かするのではないかという議論があつて。結局、子どもたちの議論の中でも犯罪防止という観点からして携帯電話の利用禁止というのは効果があるんだろうかということについてはかなり多くの疑問が出されて終わっていたような状況でございました。

中学生の議論ですのでどこまで深めているのかというのはありますけれども、5番について

はなかなか実行性が難しいなということがありましたので、私も皆さんがおっしゃっているように、2番、3番あたりを中心に考えることが必要なのかなということも考えております。

【座長】 何人かのご指摘がありました。ただ、私なんかは何歳以下というところが1つポイントだと思いますけれども、小さな子ども、幼稚園から、小学校からどんどん持たせるのがいいというのは抵抗感あるんですけれども。ただ、5番の論争に入っちゃうと、これ中学生でやっても半年間やったんですかね。それは大論争になっちゃう可能性ありますので。

ただ、やはり弊害があるということを踏まえてこれを完全にこの未成年のものを全部なくすというようなことは不可能だと思いますしね。それも5の選択肢を全部消すという意味ではないですが、中心として3番、4番、2番をより実行あらしめるにはどうしたらよいかということもある意味では一番大事なのかもしれませんけれども、3番、4番を中心に。そこの絡みで結局弊害の中身、どこまで重いかという話が結局出てくるんですね。

やはり1つは、4番のところでの有害情報みたいなものを流さない、では、有害情報って何なんだと。今は携帯で流れているものがどれだけ悪くしているんだ、それと表現の自由とのバランスをどうとるんだという、結局そういう場に収れんしてくると思うんですね。

あと、3番のフィルタリングは先ほどあったように、非常に実行性が問題がある。では、その実行性の問題があるのをいろいろな条例つくったりしても、副知事のときに大変なご努力されてつくられたわけですがそれにも限界があって、それを破っていける方策というか守らせるだけの方策があるのか、その知恵の問題なんだと思うんですね。

【A委員】 F委員の話にちょっと補足させていただきます。視点が同じなので、違った角度から。

私は、4年前に地元群馬のFM放送局のゴールデンタイムを借りまして1年間中学生、高校生参加型のインターネットを考える番組をつくりました。そこで子どもたちの意見を3点、特徴的な意見を申し上げます。

1つは、パソコンからのインターネットは勉強に役に立つと、これが1点です。しかし、パソコンからのインターネットは勉強に確かに役に立つけれども、携帯からのインターネット利用は勉強の道具にならないよということ子ども自身が認めています、これが1点。

それから、もうひとつは、おもしろいことに高校生が「こういう道具は」と言ったんですね。こういう道具は中学生や中学生に、妹や弟に持たせるのは早過ぎるよ。僕から言わせれば、高校生だって早いんですけれども、メディア特性からいって非常に重い特徴を持っているんですね。セルフコントロールが非常に難しい特徴を持っているんです、こういうのは。中学生に普

及していくと、中学生は、自分たちは使えるけれども、小学生には無理だろうと言うんですね。

それから、3番目に非常に重要なことは、携帯電話を使って自分にも人にもすごくいいことは余りできないけれども、暇つぶしや楽しむために使っているけれども、これを悪いふうに使うことは十分あると、授業中使ったり、それから出会い系サイトやったり、そういうことはわかっていると。だけれども、その悪い方に使うときは整理をしてみると、子どもたち自身が言うんですよ、自分の置かれている状況が悪いときに悪い方に使うんだと、こう言ってます。要するに、子どもたちは置かれている状況を自覚しているわけですね。要するにシビアに自分のことを自己批判しているわけではないんですけども、子どもが置かれている状況、学校の中における自分の状況、友達関係における自分の状況、家庭における自分の状況次第でということ言ってるわけですけども。

かなり子どもたちは1年間ラジオという公共空間で議論させると自分が持っている道具を客観視することができます。問題は大人の方がこれをわかっているつもりで客観視していないということにあるだろうと私は思っています。

以上です。補足しました。

【座長】 はい、ありがとうございました。

今のお話を伺うと、やはり5番の何歳以下の子どもは持たすべきかどうかという議論もやはり残っているような感じもするんですけどもね。ただ、ここで短い時間に詰めきれぬかどうかということになると非常に難しいと思うんです。

ほかに特に先ほどの弊害の議論で、これを一般化するとか広げ過ぎる命題として確定しすぎるとあれだということですけども、そういう懸念を国民も感じ、それから具体例としても幾つか出てきている中で、4番のコンテンツの問題、それから3番、対策の方について何か具体的にご発言があれば、いかがでしょうかね。

【F委員】 すみません、4番はちょっとどういうふうに具体的にやるのかというイメージがわかりませんけれども。つまり、インターネットの一般のサイトも今の携帯では十分見られるわけですよね。そういう中で、携帯電話だけにこういう情報を流すなという規制はできないのではないかと、技術的に、という気がするのです。もし具体的にこういうふうにするんだというイメージがあれば伺いたいんですが。

【B委員】 技術的な問題については精査をする必要がありますけれども。現在ここにも書いてございますけれども、ことしの6月からホットラインというのをやっています、違法な情報を中心にユーザーの方々が発見したらそれをある民間団体にお届けいただければその情報を警

察やプロバイダに提供してカットしていく、これは携帯電話にも同じようにつながっているやり方でありますので、それが違法な情報を中心にはそれができているんですね。ところが、青少年に有害な情報というのはなかなかはっきりしないものだから、そのシステムの中にはのってこないんですね。したがって、そこはなかなか現状でも難しいという状況はあるんですが。

僕がここでイメージしていますのは、全面的に本当に健全なものだけにしようというそういう提案はとてもじゃないけれども難しいと思いますが。今話題になった、例えば出会い系サイトというものがあります。こういうサイトはつくらせないということが可能だろうかということが.....

【A委員】しかし、インターネットというのは全体が出会い系メディアという特性を持っているんですよ。

【B委員】いやいや、それはそうなんですが、ああいうサイトの形で営業としてサイトを構築させるというやり方を認めないと。

【A委員】業者の商売の方法として。

【B委員】そう。あれは業者の商売だからこれだけ広がっているんですよ。

【A委員】であればわかります。

【B委員】それを全部やるなど言ったら困るので、少なくとも子どもたちがしょっちゅう使っている携帯電話というのはやはり害が大きいわけだから、それは携帯電話だけのご勘弁いただくかと、辛抱していただくよというようなことができないかということなんですよ。

これは実は決して国民の世論の支持があればできないことではないんです。出会い系サイト規制法という法律がありますから、この法律を舞台にして、それは決して不可能ではない話なんですよ。しかし、出会い系サイトとはいえども有用性はあるわけだから、それを携帯電話に限るとは言っても使用させないのは憲法上問題だという意見ももちろんあり得るわけで。

【F委員】すみません、ちょっとわからないのは、携帯電話にだけ使えないようにするというのをやるんだと思うんですけども、技術的には一緒だから難しいんじゃないかということなんですよ。これはA委員がお詳しいところだと思いますが。携帯電話にだけ使えない出会い系サイトというのはつくれますか。

【A委員】やろうと思えば技術的にできますけれども、基本的にはインターネットの問題ですね。要するに今おっしゃったように、有害情報をどういうふうに規制するかという問題ですよ。それはドメインを別にして完全にインターネットの中での子どもの向けの領域をつくってしまうということは、それは可能ですけれども、これとて国民的議論、合意は一応必要ですよ。

それからあとは、携帯からだけの特別な子どもを守る領域をつくる。それもやろうと思えばできると私は思いますが、基本的には先ほど座長もおっしゃったように、グレーサイトなんです。グレーサイトの問題こそが簡単に法律とか、それから条例とか、要するに規制できない領域なんですね。しかも子どもたちが現実に一番、僕らの調べた限りの情報によれば、結構危ないところの使い方余りしてないんですね。大多数はグレーサイトで遊び主体の情報を使っているわけです。そこにわなや落とし穴があるということをどの程度知っているかということがまず大人が社会認識しながら子どもへの対応を考えているかということが、ちょっと大げさに言うと、子どもはそこを見ているわけです、ああ、この程度かというのを。そこはしっかりとやらなきゃいけないと思います。グレーサイトは非常に問題ですから。

【座長】D委員、一言だけ私も言ってあとお願いしたいと思うんですが。ですから、コンテンツの問題、4のところはやはりインターネット全体に広がる芽は確かにあると思うんですね。ただ、それは次の回にも議論出てくるかもしれない、先ほど局長からもお話があったホットラインの問題や何かで、やはり私は間違いなく動いていくと思うんですけどもね。グレーのところを規制するのに法律でパチッとたがをはめるとするのは向いてないんだと思います。ただ、国民から見てとかいろいろ話題になってマスコミや何かでもこんな流していいのみたいな形でじわじわじわっと締まっていく。それは、だから、携帯電話だけじゃなくてインターネットも全部つながる問題としてそれはしっかり取り組んでいただいていると思うし、前に進みつつあると思うんですが。3番のところをやはり少し具体化しているので、ぜひフィルタリングをより有効にする道があるのかどうかとか、その辺は。

【D委員】今のこの携帯電話の出会い系を全部できなくするという、その技術的に可能かどうかということもありますし、1つの方法をつぶしても、結局また次の形というのが出てくると思うんですね。例えば、パソコンで言うと出会い系のサイト以外にもいろいろチャットがあったり、それから今はブログでそれにいろいろなコメントをつけたりして、いろいろな形で出会いの場という、それこそさっきA委員がおっしゃったように、インターネットそのものが出会いのメディアなものですから、そういう1個のラインをつぶしてもやはりそれは次のまたあれが生えてくるという感じがするので。

やはり一番最初に議論しなければいけないのは、いろいろなメディアに共通するものだと思うんですね。だから、これで言うと、さっきA委員がおっしゃった、やはり2番のところをどうやって徹底させるか。これはいろいろなものが生えてきてもやはりこれは基本的にこういうことが一番大事なんだという一番根っこのところだと思うんですね。その根っこのところがま

だ全然きちっと対応されていないということがよくわかったわけですが、それから、A委員なんかもおっしゃっているのは、やはりその危険性を子どもたち自身がわからないまま利用していて、そこにいろいろな危険なものが入ってくると。だから、やはりいろいろなメディアに応用が効くのはこの2番の点だと思うんですね、教育の問題。だから、そこをまずしっかり議論した上で、それで足りないものをどうするかというふうに議論の順番が4番から上がっていくよりも2番から進めていくという方が応用が効くんじゃないかなという気がしました。

【座長】全くそのとおりだと思うんですが。

【B委員】実は私はこの2番の問題が非常に難しい問題だというふうに思っています。今総務省でもいろいろなところで、あるいは学校現場でもそうでしょうし、PTAでもそうですし、いろいろな形で結構行われてきているんですね。それを集約する人はだれもいません。ですから、現状はどうかということもよくわからないわけなんですね。学校現場でもどうかということについてはおそらく文部科学省でもまずしっかり把握されていないのではないかなと思うんですね。学校もそれぞれいろいろ対応されているし。なかなかこの2番の問題は、言うは易し。問題も少ないしこういうことが大事だ大事だと言うのは簡単なんですけれども、本当にどれほど弊害をなくしていく上で効果があるのかということについては、あるいはその効果を持ち得るようなものとして提言していくというのはなかなか僕は大変だという思いがあるんですね。ただ、もちろん2番が非常に重要なものであるということはそのとおりではありますので。

【A委員】今、B委員のおっしゃったことに少し申し添えますと、私の観点からすればこの2番のところはまだ有効に行われていないんです、ほとんど。eジャパン協議会というところが動き出していることはそうなのですが、あれとて私のテキストの一部を使って、一過性のいわばほとんど動員型のと言っては申しわけないんですけども、啓発をやって、本当に啓発らしい啓発だとはとても思えないんです、今のところでは。

おっしゃることはこういうことだろうというふうに理解して今聞いていたんですが。例えば国が上から市民に対してこうすべきだと、国民はこういうことをもはや常識とすべきだみたいな啓発をしても、それすら今始まったばかりなんです、多分十分効果が上がらないだろうと僕は思っています。

群馬県ではちょっと時間がかかっても、実際に私ども市民インストラクター制度というのを取り入れて始めているんですが、20人の方の第1期生の内容は、PTAの役員さん、それから小学校の校長先生、それから携帯電話会社の社員とか、各々の職業を外れて地域の子どもは自分たちで守るという人たちが勉強して継続的に県内をお互いに教え合っているわけです。

ね。例えばそういう国からのやり方、上からの啓発と、それから地域に根ざした啓発のこの2つともが始まったばかりなんですね。

まだほとんど何もしていないわけですから、これが効果が出ていないというお気持ちはわかりますけれども、いろいろな理由で効果が出ていないのは当たり前だと考えていただきたいというのが僕の意見なんですね。

【B委員】僕も啓発というのはすごく大事だし、それは社会運動として行われる啓発というのが少し大きな意味があるということも十分承知していますけれども、そのやり方もこれからいろいろやっていく中でなんですね。一度先生の方で、今群馬のあれですか、やっておられる地域での取り組み。

【A委員】そうです。

【B委員】その方にちょっと来ていただいて、これはやはり研究会としての報告書の中にもこういう取り組みをやっている地域があって、これは推奨できるというそうしたものがやはり記録に残されることはすごく大事なことだと思いますので、その方も来ていただきたいし。

国からの啓発というのはやっていますかね。

【A委員】今日も午前中にeジャパン関係の方と啓発方法をめぐって議論してきたところなんですよ。どこに欠陥があるかということもはっきりしてきたんですよ。そういうことをちゃんと公の場でお話ししていただける方がいるとすれば、この委員会に出ていらっしやると効果があるなとは思いました、今日は。

つまり、ここがやはりうまくできていないから国民の啓発ができていないんだ、例えばフィルタリングについてもっと普通のご家庭のお父さんお母さんも関心を持ってもらう方法とか、そういうことについてうまくいっていない理由はこうだとか。まず事情を、今起きてトライされていることの事情をこの委員会としては情報共有した方がいいのではないかと私は思っているんですがね。

【座長】どうぞ。

【H委員】個人的には実は4番に結構賛成なんですけれども。ただ、これは携帯だけでなく、有害図書とかテレビ番組とかインターネットのコンテンツとかでも全部かぶってくることで、どういうふうに立ち位置を決めるかという問題になってくると思うので、ちょっと性急かなと思っているんです。個人的に賛成だというのは、実証データはないですけども、やはりこれは行き過ぎだろうというような表現が野放しにされていて、それから出会い系サイトなんかでもやはり今の状況では個人的には害悪がすごく大きいなと思っています。刑務所の中

でどのくらい性表現のある雑誌を入れるかみたいな検閲の問題もあって、ヘアヌードを入れるか入れないかぐらいのところ議論になっちゃったりして、私はその責任者だったときにヘアヌードは別に構わないんじゃないかと思って、禁止の線をしたのはやはり子どもが相手だったり盗撮だったりそういう暴力犯罪系の表現は入れないというあたりで線を引いたんですけども。

外的統制の大きな問題は、外的統制ですべてが片づくわけではなくて、外的統制をかけて無菌状態にされると、今度は一気にちょっとした刺激でガーンとコントロールが効かなくなる子どもたちが育ってしまうということなので、余り外的統制をかけて、それで処罰をそこにリンクさせていくととても危ないことになると思うんですが。内的統制がとれていない人たちに対してそれがとれるようになるまで失敗しながら何度も何度も繰り返し教えて、自分でこれはここまでいっちゃばいなというところまで覚えるところまで外的統制を内的コントロールに内在化していくところまでは行き過ぎない程度の外的コントロールというのは個人的には必要だと思っていて。このあたりの4番もどういうふうにやるのかなというところで、やり方によっては賛成です。

(4) 藤岡委員の説明

【座長】それでは、先ほどの携帯電話に関する対応方針のところにもつながるんですけども、4番の子どもに見せたくない情報を、ここでは携帯電話に流さないという話をしていたんですけども、先ほどご指摘があったように、全体に非常につながりほかのネット全体とかにもつながる話として、藤岡委員に性に関する情報の影響ですね、ご説明いただいて、ご議論いただきたいと思いますので。

それでは、よろしく願いいたします。

【藤岡氏】 ロリコンというよりはインターネットの性情報がどういうふうに性犯罪につながっていて、再犯を防止するという意味ではどうやってそれに対処しているのかというお話を簡単にさせていただきたいと思います。

もちろん私の話というのは性犯罪が先あって私のところに来ているので、インターネットで性情報を見ている人がすべて性犯罪をしているという意味ではもちろんありませんから、実証的なものではありません。ただ、性犯罪者たちを見ていると、ほとんど必ずと言っていいほど何らかの性的な刺激の過剰な取り込みがあって、外から見るとわからなくても、頭の中はセックスと性暴力でいっぱいという状態になっていることはほとんど間違いないと思います。

ビデオを使っている場合もあるし、インターネットを使っている場合もあるし、マンガとかを使っている場合もあります。それは割と家族とかの社会経済状況、その人がどんなメディアに近づきやすいかということによって違う感じはします。

治療するときには、後でもっと詳しくお話しますが、マスターベーションを禁止にしています。男性のマスターベーションは生理的な現象だから問題ないという考え方ももちろんあるんですが、性犯罪にはまっている人にとっては問題があると考えています。マスターベーションを危険信号と位置づけています。後でもう少しお話します。

小林薫被告の例を見ても、あるいはアメリカあたりで性犯罪の捜査をするときには、まずインターネットをやっているかどうか、その中のどんなファイルが記録されているかというところを見ると思います。非常に密接な関係があるというふうに臨床的な実感としては持っています。

これをもう少しどういうふうに考えるかというのがこの犯行サイクルと警告サイクルです。資料にはお付けしていません。ちょっと字も見にくいんですが。別にインターネットを見るのがそのものズバリで犯罪に直結して、それだけが悪者だと言っているわけではありません。犯罪をやるには感情と認知と行動のサイクルというのがあると考えていて、それが悪い方にはまっていってパターンとしてでき上がっていくというふうに考えています。

右側の警告サイクルというのが、実際に犯行を行う前に危ないよというサイクルがあります。これは実際に本人と一緒にこれを作っていくってしています。というか、本人が作りました。これを作って、それに対策を立てていくことが治療の目的になっています。

実際にどうやって介入するかというと、一般人のマスターベーションというのは性的な刺激というのは別に悪いことじゃないし、性行為というのは全然問題のないことなんですが、それと性暴力とをはっきりと区別しなくてはいけないと。しかもインターネットの情報というのは性的な刺激というよりは実際には性暴力の刺激だということが非常に多いと思います。それを見てマスターベーションする癖がついてくると、普通の人はお酒一杯飲んでも問題ないんだけど、アル中がお酒一杯飲むとそれでダーッとそのパターンにはまってしまうように非常に危ないんだという教えることをします。

ただ、実際にはここがすごく問題で、ここを何とかしなくちゃいけないとか、ここで処罰しなくちゃいけないと思っているわけではなくて、それぞれのサイクルの要所要所でいろいろな対処方法を持たせていくというのが眼目です。親や先生がついて回って見ないようにさせるとか犯行しないようにさせるというのはもうどっちにしたって無理なので、やろうと思えばいく

らでもやれるので、本人がこれは問題だと思ってこういうときには別の対処方法をしようというふうに考えて、それができるようにさせていくわけです。

それで、行動が問題になるときは、その行動をいったん押さえないと、いくら教え込んでもざるで水をすくっているようなことになります。教育も大事だとは思いますが、襲うところまでいってしまうと現実に被害者も出てすごく大きな問題になりますので、非常にはっきり見える行動として、インターネットを見たり、インターネットを見なくなって自分のやった犯行を想像してマスターベーションにふけるという子どももたくさんいます。大体施設に入ってインターネットがなくてもそういう性犯罪を繰り返していた人は、自分がやった性犯罪行動を思い出して施設の中で何かちょっと嫌なことがあるともうそこに逃げ込んでいるというパターンとして身につけていることが多いです。

外的な共通事項としては、2例しか挙げていないんですけども、ほかの性犯罪者を見ても、単独行動の性犯罪の場合で、ほかの表立った犯罪・非行が見られない、どちらかというおとなしい、良い子が多いと思います。輪姦をしたり、それから性犯罪以外の暴力行為、犯罪もある人というのは、ちょっとこれどうなのかわかりませんが、さっき家族の社会経済階層の違いというふうに言っていましたけれども、お父さん、お兄ちゃんも暴走族あたりだと犯罪性の比較的高い家族なんかだと、家に性暴力的なビデオがごろごろ転がっていて、それを見たりとかとするのもあるんですけども。今挙げたのは非常に知的な階層で、パソコン使用環境が整っていて、変なビデオみたいなのはないけれども、一人になってインターネットを見ることができ、知的課題達成に非常に熱心で、それは別に全然問題はないんですが、ちょっと感情の問題とか欲求の問題、自分の寂しさとかネガティブな欲求とか、それからそれを人と分かち合っただけでどう調整するかといったことはなかなか頭が勝ってしまって、心と体がなかなかついていけない人たちなのかなと思います。

それをもう少し内的な共通項として挙げると、コミュニケーションの乏しさというのは非常にあると思います。特に家族だとか恋人だとか親密な関係における一方的な関係性があって、親はかわいがっていないわけではなくて、むしろ過保護に近いところもあるんですけども、彼が本当に何を望んでいるかといったようなことは余り頓着しない。本人もおとなしいので言い返さないで、親も本人が思っていることに気がつかないで、ますますコミュニケーション能力が乏しくなっていくというところがあると思います。

仲間関係の中でやっていく自信というのはなくて、感情表現が乏しい。この犯罪行動に都合のよい思考というのをインターネットだとかビデオだとかそういう性暴力を礼賛するような刺

激を中心に見ていくことによって、非常に強化されてくるところがあると思います。

性犯罪とインターネットについての仮説なんですけれども、現実の対人関係だとか生身の葛藤関係というのはどうしたってあるんだけれども、それを回避して、親ともちゃんとぶつかりませんし、友達とも余りぶつかりませんし、回避してインターネット、あれ楽ですよ、一人で閉じこもって、自分の感情をある程度コントロールできるんだと思います。し癖依存と書いてありますけれども、薬物と同じで余り感情が動かない、自分の気持ちにも人の気持ちにも気づかないというふうに育ってきていることが多くて、それが性的な興奮によって自分の感情が盛り上がったたり、力強い、力がみなぎるような感じを持てるというのは、嫌な状況からいい状況に転換させる手軽な道具としてすごく効果的なんだと思います。それで、インターネットがみんなやっていると、うまくいくとか、被害者も喜んでいたりとか、女なんてみんな喜んでるんだとか、そういったゆがんだ認知を強化して、性犯罪のスパイラルをつくり上げていくのに、やはりかなり強い影響があるんじゃないかなと思っています。

以上です。

(6) 自由討議

【F委員】インターネットが青少年に普及してまだ10年程度かと思うんですけど、それ以前の症例と比べての顕著な違いというのはあるんでしょうか。

【H委員】 以前はもっと家族の犯罪性、非行性が高い家から強姦の人とか輪姦の人とかが出ていたと思います。それはさっき言ったようなビデオだとかエロ雑誌だとかそういう影響が強かったんだけれども、最近はいわゆる犯罪には関係のない知的に高い階層からほかの犯罪がない子どもたちでさえも、コミュニケーションが苦手だったり感情表現が苦手だったりする子たちの中からこのインターネットにのめり込むというタイプが出てきているような気はします。

【F委員】それは性犯罪をする人に、今おっしゃっていただいたような知的に高い環境で、かつ、おとなしいというようなお子さんが、従来はそういう犯罪をしていなかったけれども、最近が多いというふうに理解してよろしいですか。

【H委員】全く実証データはありませんが、いわゆるいきなり型の非行とすごく重なるところがあって、今まではなかったんだけれども、インターネットですごい残虐な情報や性情報に普通の子が気楽に接触できるようになって、対人関係だと感情表現だとかにちょっとした障害がある子がそっちにのめり込むとどんどん犯行のサイクルが回っていくという落とし穴があるように思っています。

【F委員】ありがとうございます。

【A委員】 すみません、そのコミュニケーションスキルというか、関係性を築くのが難しいというのはやはり共通していますか。

【H委員】共通していると思います。性暴力もそうですし、いきなり型の暴力もそうなんですけれども、結局暴力行為というのは一方的な関係性なんだと思うんです。親子の間でも、外から見ると身体的な暴力とか性暴力というのがないごく普通の家庭でも、親は期待して、最近の奈良の放火もそうですけれども、本人としてはすごくプレッシャーに感じているんだけど、親は全然そのことに気がつかなくて、自分が思っていることとか気がついて相手に伝えられれば、相手も、ああ、そうかと思うじゃないですか。で、自分の欲求と相手の欲求をきちっと認識して調整してすり合わせをしながらどこかで落とすと暴力にならないと思うんですよ。ところが、それが一方的なものしか体験していないので、自分の気持ちにも気がつかないし、相手の気持ちにも気がつかないし、それを表現しないから相手もその子がどう感じているのかというのはわからないうちに本人の中ではどんどん膨らんでいって、ある日いきなり爆発して。その爆発を助けるのがインターネットなんかの情報なんじゃないかなと思っています。

【A委員】あと1つ、カウンセリングのときに親御さんにヒアリングすることはあるんですか。

【H委員】ありがとうございます。その話をしようとしていて忘れていたんですが。実際には少年を対象とするプログラムの場合は親を完全に巻き込む必要があります。最初にこういうふうな治療プログラムの目的とか性犯罪のメカニズムだとかをきちんと説明して協力をとりつけます。最後に、介入プランをお父さんお母さん、保護者にも見ていただいて、本人も一緒に交えて、こういうときには危ないですから気をつけてくださいね、どういうふうに対応すればいいか。例えばうそをつくようになるとか、インターネットを見るようになるとか、学業成績が下がるとか、具体的な警告サインを一般論とそれからその子に特有なものをあげてきっちり話し合いをします。

【A委員】逆に最初のころにチェックリストをお母さんに出して、こういうことを今までやっていますかみたいなことをやるんですか。

【H委員】最初的时候には、サイクルは一人一人によって割と個別なので、どんな刺激でどんなふうに出て何が嫌でというのはすごく個別なので、子どもと一緒にサイクルをつくって、それから話します。

【A委員】はい、わかりました。ありがとうございました。

【C委員】インターネットの影響の問題性ということでゆがんだ認知を強化するということを

ご指摘されておられます。被害者も喜んでいるという認識を植えつけるということかと思えます。これ以外にインターネットの性の刺激というのが誤った認識を生じさせるだけでなく、同時に性欲を高めるということも想定されておられるのでしょうか。

【H委員】わからないですけども、インターネットを見ている人がずっと性欲が高まっているのか、性犯罪しない人もたくさんいるでしょうけれども。私が見ているのは、犯罪者の側からしか見ていませんので、見始めると、マスターベーションをし始めると、性欲以上に性暴力によって刺激をすると、そのマスターベーションの刺激は快刺激ですので、外から見ると普通に暮らしているかに見える人が頭の中はそのことでいっぱいというのはよくあることだとは思っています。

【C委員】私どもの領域ですと、ゆがんだ認知の問題のことがよく指摘をされておりまして、性欲とか性衝動そのものを高めるというのは余り想定されたり指摘されてはしていないように思われます。こうした状況がありますので、そのあたりH委員の領域ではどうかと思ひましてちょっと伺った次第でございます。

【H委員】わかりました、ありがとうございます。行動を抑えて、犯罪行動を支えているゆがんだ認知を変えていくというのが認知行動療法の最初の一步なんですけど、そのゆがんだ思考が出てくる背景にはおそらく感情の問題が必ずと言っていいくらいあるんだと考えています。で、その感情の問題というのは、一見恵まれた家庭で勉強を一生懸命するおとなしいいい子なんだけれども、親にはそんな意図は全然ないんだけど、何らかのつまずきがあって、特にネガティブな感情表現が自由にできない。あるがままのその子を受け入れるということをすっ飛ばして達成を求める、ビーイング (being) をすっ飛ばしてドゥーイング (doing) を求めていく。ドゥーイングはもちろん大事なんですけど、ビーイングのところを満たされていないという感情の問題は、ほとんど必ずと言っていいくらいにあるので、そのところがその感情を喚起したり興奮を覚えるというところが多くの場合快感に結びついてくるとは思っています。さっきのし癖のメカニズムですけども。

【D委員】以前も、昔も男の子なんか例えばポルノの雑誌だとかマンガだとかビデオだとかそういうのをこっそり親に黙ってどこかから手に入れてきて、あるいは友達同士で貸し合ったりというのは結構あったと思うんですね。ただ、そのときは特に友達同士から貸し合うのはコミュニケーションがあるのでそれで何かそういう問題が起きないのかななんて今聞きながら思ったんですけど。コミュニケーションが下手だとか、あるいは感情表現がうまくいかないとか、そういうような子がやはりこういうのでインターネットと結びついてなりやすいんじゃないか

ということだと思っんですけれども、それは、多分おそらく両方が問題だと思っんですけれどもね。インターネットをそこから削除した場合、その子たちは健全にといひますか、そういう問題行動なく社会生活を送ったり、あるいは成長していったりできるんでしょうか。

【H委員】ありがとうございます。インターネットとか行動を抑えるというのは最初の第一歩だと考えています。さっき申し上げたように、ざるで水をすくっていると、つまり行動を抑えないでどんどんそれが続いているのにこれはいけないよとかあれをしなさいとか教えても、ざるで水をすくっているんです。いったんそこを問題にして抑えながら、その間に例えば親とのコミュニケーションだとか友達とのコミュニケーションだとか、自分の気持ちに気がつくだとか、発達を促進するような働きかけをしていくと、インターネットだけが悪者だと考えているわけではありませぬ。

【D委員】だから、治療のときは多分そうだと思っんですね。これは、だから、治療というのは普段先生がやってらっしゃることで、その中から今お話しいただいたと思っんですけれども、それを踏まえた上で、その事件を起こす前の話です。だから、そういう子たちからインターネットをあらかじめ取り上げる状態、あるいはそういう性情報がインターネットを通して入らないような状況にすれば、その子たちはそういう問題を起こさずにいけるのか、それともやはり何らかの方法でそういったものを雑誌だとかいろいろなほかにもありますよね、メディアが。だから、そういうところで結局そういった事件の方向にいつてしまうのかという。つまり、インターネットの比重ですよ、それをどういふふうにお考えなのかというご意見を聞いたかったんですけれども。

【H委員】これは治療だけの話ではなくて、教育の話だといふふうに私は思っっています。だから、さっき4番にも賛成だと言っったんですけれども、D委員がおっしゃったように、みんな性的な刺激を求めてやりますよね、当然関心があつて。でも、やはりそれは友達とのコミュニケーションがあつて、こんなことを見ちゃったんだよとか、そこも悪い方に回っていくこともあり得るんですが。だけれども、単独で性犯罪にはまつていく人たちは、誰とも話せない。彼らは、性欲求を自分の中の汚いものだと思っているようなところがあつて、抑え込まなければいけない。それはコントロールの問題なんですけれども、ガーツと抑えるか、ガーツと出てしまうかになると思っんです。そのあたりの大きな違いはあると思ひます。

余りにも極端な有害と思われる情報に関して、これはいけないんだといふことをはっきり方針として示す、そこに違反したからといつて、悪いやつだと言つてボコボコ処罰するとかそういう意味では決してなくて、きちんと教えていく1つのガイドラインとして持つことは非常に

有効なんじゃないかなと思っています。

【B委員】H委員、ありがとうございました。私がこの研究会にこの問題を子どもの問題として提起をした最初の理由は、やはりこのインターネットの進展に伴ってそこでもたらされている情報に踊らされた大人あるいは子どもが、子どもたちを性犯罪の被害者に行っている状況が広がっているのではないかという問題意識が主だったんです。今、H委員のお話は、それとともに子どもたち自身が子どもに対する被疑者になるということも含めて、子どもたちが他の大人の女に対してもそうですけれども、子どもたち自身が性的な犯罪者になっていくというそういう問題も含めてかなり幅広いお話があったわけでありましてけれども。

僕はちょっと先生方の中にこういう研究があるのかどうかをご存じかどうかお聞きしたいと思えますのは、このインターネット、ネット社会の進展が今のD委員のようなお話じゃないけれども、図書の段階でとどまっていた時期と比べて、このインターネット社会の進展が性犯罪あるいは人の性行動にどういう影響を与えてきたのかという点についての何か研究みたいなものがあるものなんでしょうか。

そして、また情報の内容も、おそらく図書の世界もインターネットの世界もそうなんだろうけれども、変わってきているんじゃないか。今、ストーリー性の問題もありましたし。それから、あらわれる内容の、ヘアヌードとかそういう問題ではないえげつなさというんですかね、そうしたものもえらく広がってきているんじゃないか。そういうようなこともまたこういう子どもたちを被害者にする犯罪に大きな影響を持っているようにも思うんですね。

そういう時代の変化というんですかね、これはおそらく多分そんなに古いことではなくて、ここ数年劇的に変わってきているんじゃないかと、そんな感じがするんですね。そんな知見を何か紹介されたもの、研究されたものがあるものなんでしょうか。

【C委員】私の分野のお話ですけれども、インターネットの性情報の影響をしっかりと検討した研究というのはまだ見られないように思います。性情報の影響となりますと、プライバシーに関わる面があり、研究倫理の問題が最近厳しくなっておりますので、なかなか研究しにくい状況がございます。もちろん、インターネットは比較的新しいものですので、そのためまだ研究がそれほど進んでいないということもあろうかと思えます。

ただ、図書の時代と状況が違うという話はございます。どういうことかといいますと、実は古くからポルノの問題がアメリカで注目されてまいりました。これは反社会的な影響があるのではないかということで、政府が研究者を集めて研究をさせてきた歴史がございます。ジョンソン大統領の委員会というのが有名なのですけれども、それが1971年に報告書を出しております

す。そこではポルノについて基本的に反社会的な影響というのは見られないという結論でございました。ただ、当時のポルノというのはソフトコアのポルノという、ヌード写真などを中心としたものでありまして、主として図書で接触したものでございます。それが時代とともに、ハードコアのポルノという、性行為を描写した動画のものが出回ってくることになり、そのなかには、女性に性暴力を振るうものもあって、こうなりますと状況が違うのではないかとということで研究者が新しい関心を持って研究がまた行われてきたという経緯があります。

その結果、おそらく有力だと考えられているのは、男性が女性に暴力を振るうという性暴力を描写したものであって、しかも女性がそれを受け入れるといいでしょうか、最後にはかえってそれを喜んでしまうというパターンのものが、先ほどゆがんだ認知というのがありましたけれども、そうしたものを植えつckerのため問題が大きいだろうということでございます。レイプ神話という言葉がございまして、女性はレイプされたがっているという誤った信念を植えつけてしまう危険性が問題視されております。

1980年代の前半ぐらいにそうした研究で著名なものが行われたのですが、それ以降はなかなか研究倫理の問題もあってこの領域の研究は余り行われていないように思われます。しかし、メディアの状況はもっと進んでおります。例えばインターネットが普及していて、それを見ればいろいろなそういう性暴力の情報があって、たやすくアクセスできるようになっていきます。現在のほうがよほど研究が求められる状況になっているのだらうと思っております。

【A委員】メディアの技術進歩ということで我々が注目していますのは、今、C委員からソフトコア、ハードコアという分けがあった。マスメディアの時代、活字メディアの時代はソフトコアというふうに仮にしますと、ハードコアになってくるという要因の1つはリアリティが増しているということですね。特にゲーム業界、アーケードゲーム業界のプロデューサーがやっていることで、これはいろいろデータも出ているんですけども、没入感といいますけれども、バーチャルリアリティという、ないものがあたかも現実にあるかのように思わせるという感覚をどのようにしてメディアの表現力で高めていくか。それはビジネスに結びつくわけですからいろいろな実験があります。要するに三次元CGですね、それが1つ。

それからあと、インタラクティブ性というのがあります。従来にないメディアの特徴として。これはインターネットは全部持ってますから、インターネットも今後バーチャルリアリティのリアリティを高めていくし、インタラクティブ性をもともと持っています。ただ単に見ているだけじゃなくて、働きかけて、例えば性犯罪であればただ見ているだけ、写真のように動かないものからもっとリアリティのある動画になって、なおかつその画像に対して働きかけができ

るという技術にメディアはどんどん進化しているんですね。それによって没入感を高めていく。そういう方向にいったりははっきりしています。

それから、ゆがんだ性知識は、これはちょっとメディア的に言うとマスメディアの世界から発信されているものは全体として僕らの認識は多いんですね。インターネットというよりは、マスメディアの特定の、例えばティーンズのLティーンとかいろいろな雑誌があるわけですが、特に少女向けの雑誌の中で自虐的な性の受け入れみたいな、それがあたかも当たり前のようなマンガとかいろいろ出てくる。それが今度携帯インターネットの中の子どもたちがつくるメディアの中に情報として入って行って、そしてさらにそれが増幅されて行って、変なゆがんだ情報をもっとポピュラーな形になって子供らの中に広がっていくという経路は我々は認めています、明らかに。

そういう中から生まれてきた携帯小説の典型事例を僕は追求して追跡してみたんですけども、明らかにそれはマスメディアの方のゆがんだ情報がインターネットの中で増幅してポピュラーになって、さらにそれが実行されていくというルートが認められます。主にゲーム業界の方から出てくる情報と、私ども研究室で追跡している関係であればその2つが挙げられます。
【座長】ありがとうございました。

私もちょっとさっきH委員がおっしゃったネットで影響が出てくるのは知的に高い層のところに犯罪があるというようなことがありましたね。それとの関連で、いきなり型の非行と重なっているとおっしゃった部分、もうちょっとご説明いただけますか。

【H委員】どっちもパーソナリティの面で言えば4つの側面で発達をつまづきが大きくなっていると思うんです。最終的には暴力行動が問題になって表に浮き上がってくるわけですが、その背景にその暴力行動を支える考え方のゆがみがあって、その考え方はメディアやインターネットから受け入れているところが、増幅されているところが非常に大きい。昔は不良仲間集団とかで、反社会的な考え方が支えられていたんですけども、最近はその不良仲間がいなくても、むしろインターネットとかの方が非常に有害な思考を支えてくれる。で、認知のゆがみと、その背景にある感情の問題で、自分の感情が麻痺しているというか、余り生き生きとした感情が持たなくて、肉体的な欲求だとかそんなものを自分のものとしてはっきりコントロールできるほどに把握できていない未熟さがあって。

そうすると、当然自己像というんですかね、勉強とかはできるけれども、友達関係はだめで、ある意味過保護で甘やかされているだけけれども、ある意味抑圧されていて、すごく自信がない面と、それから自分は何をやっても許されるぐらいな過大な自我肥大とかが両方あって反転

する。そして、そういう自分は対人関係の中で自分の欲求も調整できない、さっきの外的統制と内的統制、外的なコントロールを内在化して自分の中に身につけていく上では、ときどき失敗したりして調整して徐々に身につけていくんだけど、内的統制もあれかこれかになりがちである。そうすると、当然対人関係の中でも自分の欲求か相手の欲求かという相容れなさ、調整のできなさが生じる。そこに自己の行動をコントロールできないという問題がリンクしてくる。このパーソナリティの4つの面ですごく共通したものがあると思います。

違いは、性を通しての暴力にいくか、本当にむき出しの身体暴力にいくかという違いだけじゃないかなぐらいに思っています。

【座長】それと関連して。それがだから、インターネットが発達した時期とやはり重なって変わってきたという実感が、そこは実感というのは難しいですけどもね。こういう世界というのは数の因果性なんていうのは無理ですから、やはり現場で見られていて変わってきたのかどうかというところなんですけれども。

【H委員】ビデオとかはビデオ店員とかから借りなくちゃだし、本も店員を介さなくちゃだし、ところがインターネットは一人で夜とかはまって一人の世界で全部自分でコントロールできるわけですから、他者を介さなくて済むという意味ではすごく違ってきてるなというふうに感じています。

【A委員】1つ、すみません。今一人でとおっしゃったんですが、私の知見では、ネット上で従来であれば知り合わなかった悪い趣味の人間が簡単に知り合うことができる、つまり同調する力が働いていることは事実だろうと思うんですね。それはいかがでしょうか。

【H委員】少しタイプが違うと思っています。インターネットが事件に関わったものでも、例えば佐賀のバスジャックとか、それから小6の女児殺害事件なんかは、ネット上でのやりとりとかがかぎになってますよね。

【A委員】 そうではなくて、それはわかりますけれども。例えば強姦事件で掲示板で知り合った人間が集まって、一人ではできないけれども、その前にしっかりと同調してから実行する、そのケースは明らかに出ていますよね。

【H委員】 単独でこういう性犯をする人と、それからそういう悪い友達とつるんで性犯をするあるいはほかの犯罪をする人とは結構タイプが違うと思います。

【F委員】 多分個人で犯罪をする者が、悪い友達は周りにいなくてもネット上に同じような価値観を持った人間がいるということ認識して、それに支えられて行動するという可能性はあるような気がするんですけども、そういうことはありますか。

【B委員】今、H委員がおっしゃっておられるおとなしくて勉強もそこそこできる子ども、しかしうまく人間関係が築けない。いわばそういう人たちの鎗矢というのも変ですけども、例の埼玉の幼児誘拐事件の宮崎被告が同じようなものとされていますよね。あの問題が起こって以降、その種の事件が騒がれたことがあまりなかったんですけども、このところバタバタと出始めているというのは、それはやはり普通の子どもたちがそうした情報に近づきやすい環境が生まれてきている、インターネットという社会の進展を通じて、というふうに見ることができるんじゃないでしょうか。もちろん今まででも、D委員じゃないけれども、それがなくなってもやる大人もいたわけですよ。そういう人たちはもちろん今のインターネット世代になってもっと促されるものもあるのかもしれないけれども、今まではそういう世界とは無縁だった子どもたちが、あるいは大人もそうですが、こういう性犯罪の世界に、あるいは性暴力の世界に引き込まれているというのが僕はインターネット世界の進展の1つの大きなもたらしたんじゃないかというふうに僕は感じるんですけども。そういうふうに言うと間違いですかね。

【H委員】これも私の感じだけなんですけれども、暴力の問題だけじゃなくて、引きこもりや不登校の問題と根っここのところですごくつながっていて、インターネットという社会変化だけではなくて、個の自由を尊重するとか、核家族化しているとか、そういう社会経済構造みたいなのが全体で推し進めている流れだと思うんですけども。

これも何か差し障りがあるんでしょうけれども。例えばアメリカ社会も非常にマッチョでいかにもほかの犯罪もしたりする悪い、いわゆる犯罪者と思えるような人たちが輪姦するというようなのはワイワイ騒げるマイノリティの人たちなんかで、それで白人の中流階級の知的にも高くて犯罪なんかしそうな人たちがやる犯罪はこういう単独の性犯だったり爆弾魔だったり、ちょっと違うタイプの犯罪なのかなと。影響はあるんじゃないかなと思うんですけども。でも、何の根拠もありません。

【D委員】今日のお話の中で、やはり性情報じゃなくて性暴力情報が問題なんだというご指摘は非常に参考になりました。ただ、小児性愛についての、それを指向する人たちの主張ですよ。こういうのがあるからそこで満足して実際に事件になっていないんだというような主張が一方であるわけですよ。その一方で、そういう情報があふれることによってむしろ刺激しているのではないか、あるいは間違った情報が伝わるんじゃないかという、伝わっていつているな事件に結びついているんじゃないかと、こういう両方の意見があると思うんですね。

H委員あるいはほかの方々の方がずっとそういう経験があると思うので、この議論をどう整理していくのか、やはりそれぞれの立場からいろいろ教えていただきたいな、議論を深めてい

ただきたいなという気持ちがございます。

【座長】今の点について、この場でもしお答え少しでもあれば。

【C委員】D委員の件についてコメントさせていただきたいと思います。それは性暴力だけではなく、暴力全般の問題として捉えられると思います。古くから、暴力情報によって暴力性が高まるという議論と、暴力情報によってかえって暴力を振るいたいとけれども社会的には抑えられなければいけないという欲求不満が満たされて暴力行為が減るという正反対の議論があつてずっと論争がございました。現在では暴力情報によって暴力性が高まるという議論の方が優勢で、というよりも、そちらにおおむね合意されているというように私は思っています。暴力情報によって欲求不満が満足されて、その結果暴力行為が減るとするのはカタルシス理論と言われてまいりましたけれども、そちらは今余り評価されていない状況と見られます。

【座長】それは、だから、性暴力、それから小児性愛なんかにもつながると。

【C委員】ええ、少なくともそれを区別する議論はあまり見たことがないように思います。暴力全般について共通して言えると捉えうように思われます。

先ほども申しましたけれども、性暴力につきましては、それが特に肯定される場合、すなわち被害者がそれを受け入れてむしろ喜んでしまうという場合に悪影響があるという考え方が見られています。一般の暴力でも同じように、暴力情報が暴力性を特に高めるのはそれが肯定的に描かれて、それが悪いことではないという印象を与える場合とされます。つまり、性暴力についても、一般の暴力についても、そうした肯定的な描写が認知をゆがめて、その結果暴力性を高めるといふように考えられており、どちらも暴力情報が暴力性を高めるといふ共通した過程や基盤を持っているという捉え方が強いと思います。

それから、B委員の方からインターネットの性情報によって性暴力がふえているのではないかと、今までそういったことと関係がなかったような人も性暴力を振るうようになるのではないかとご指摘がございまして、それにも少しコメントさせていただければと思います。先ほども申しましたけれども、確かに性暴力が肯定的な形で描かれた場合に影響があるという考え方が強いと思うんですけれども、ただそれはすごく強い影響というふうに見られているわけでもないと思います。最終的な性暴力に至るにはいろいろな要素があつて、それが合わさつて初めて生じることで、メディアの性情報はその中の1要素になるかどうかということを研究では争っている次第でございます。

実際にインターネットが出てきてから、例えば性犯罪の数がすごく増えているかといつたらそういうことはないと同っております。いろいろな要素によって性犯罪が抑えられているので

しょうけれども、そういう要素を超えてまで性犯罪を増やす力はメディアの性情報は持ってはいないわけでございます。この点、少し注意が必要なところではないかと思っております。

以上です。

【B委員】僕が申し上げたかったのは、宮崎事件の宮崎という人物像をインターネットの世界はたくさん作り出しているのではないかという懸念なんですね。従来もちろん、私もそんなんですけども、どんな大人も性にかかる情報というのは成長の過程で関心をどんな人間も持つわけでありますので、いろいろな形で入手しようとするわけですが、それを妨げる事情がいろいろあって、あきらめる人もいれば、しょうがないと思う人もいるけれども、しかしなお執拗にどこかに探しに行く人もいます。そういう世界だったのが、いながらにしてその種の情報が与えられるということの結果、そのストーリー性の問題も加味されて、いわば宮崎型の人たちを、今、H委員のお話ではそういうほかに何も悪いことはしていない、そういう子どもたちがこの性の問題に関わってしまうという、そういう人たちを作り出しているのではないかというそういう僕は感じをちょっと持っていて。そこはどうなんだろうかという。これは実証するのはなかなか難しいんですけども、今日のH委員の話はそういう意味ではなるほど、やはりそういう新しい性犯罪者像等を作り出しているのではないかという、そういうことをちょっと感じたものですから、そこを申し上げたかったのです。インターネットが性犯罪者を広げているという、一般的にそうだというのではなくて、特に影響を受けやすい子どもたちにそういうかなり影響を持っているのではないかという、そんな感じを持ったもので発言をした次第です。

【H委員】先ほどのD委員の見ていただけでかえってやらないという意見なんですけれども、きっと見ていただけでやらない人もたくさんいるんだとは思いますが、ただ、ああいうことを堂々と言う人たちというのは、私は、「性犯罪者はみんなああいうことを言う」と思っています。で、自分のやっていることの正当性を主張するためのうそであって、自分でちゃんとこれを手放してもいい、行動を変化させようと思ったら違う考え方を述べるようになると思っています。それが性犯罪行動を支えている認知のゆがみの根幹だと思います。大抵すごくもっもらしいことを言うので、ああ、そうなのかななんて思ってしまう危うさがあると思います。

【B委員】ストーリー性の話が出ましたけれども、私はD委員の質問に対して、このような情報、子どもたちを性暴力の対象としてそれを楽しむという権利が大人に認められていいとは僕は思いません。もしそういう人たちがいたとしても、それは我慢すべきものだというふうに僕は思います。

もう1つ申し上げて皆さん先生方のご意見をお伺いしたいんですけども。もちろんいろいろな情報があるわけですけども、子どもを性の対象とするという情報というのは、まず基本的に刑法に触れる行為を情報として提供するわけですね。強姦にしろ、同意があっても強姦罪なんです。子どもがうれしくたって強姦罪なんです、これは。そういうふうに日本の社会は法で決めているわけですね。しかし、そういう情報が流されている。それはそれ自体としては問題にならないと思うんですね。というのは、どんな小説だってそういうシーンはいくらか出てくるわけですから、犯罪になる話は書いちゃいけないと言ったら世の中どうかしちゃうわけなんですけれども。

問題はそうじゃなくて、今、C委員からも繰り返し出ていますけれども、そういうことで子どもが喜ぶということでその種の犯罪に当たる行為を助長する、そういう情報の質が僕は問題ではないかと。その点をとらえれば、大人社会としてはそんな情報を野放しにはできないよと言ってもいいのではないかと、子どもたちのために、と僕は感じるんですね。

ですから、別に刑法に当たるような情報を流しちゃいけないとは僕は言わないけれども、そういうことをいいことだとする情報、あるいはあおる情報を放置しているのは大人として無責任じゃないかというふうに僕は感じているということを申し上げたいと思います。　（了）